

う。)が改正法による改正前の公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第五十二条第一項の規定により発行した空港周辺整備債券に係る空港周辺整備債券原簿及び利札については、第二条の規定による改前の大令(以下「旧令」という。)第九条及び第十条の規定は、旧機構の解散後も、なおその効力を有する。この場合において、旧令第九条第一項中「主たる事務所に」とあるのは「公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第二百八十四号)附則第二条第一項の規定により解散した空港周辺整備機構の空港周辺整備債券原簿に係る空港周辺整備債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間、主たる事務所に」と、同条第二項第二号中「第四条第三項第一号」とあるのは「独立行政法人空港周辺整備機構の設立に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令による改正前の空港周辺整備債券令第四条第三項第一号」とする。

附 則 (平成一九年一二月一四日政令第三六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年一月四日から施行する。

附 則 (平成二〇年七月四日政令第二二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年一月四日から施行する。

附 則 (平成二〇年七月四日政令第二二九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二三日政令第三六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、令和三年一月一日から施行する。